

令和 6 年度 第 3 回

寝屋川市都市計画審議会
資 料

日時：令和 7 年 2 月 5 日

場所：議会棟 5 階第二委員会室

目 次

案件(1) 寝屋川市立地適正化計画 一部改定（議案第 167 号）

1	寝屋川市立地適正化計画 一部改定について	----- 1
2	寝屋川市立地適正化計画 一部改定（素案） パブリック・コメント手続実施結果	----- 4
3	今後の予定	----- 5

案件(1) 議案第 167 号

寝屋川市立地適正化計画 一部改定

1 寝屋川市立地適正化計画 一部改定について

<一部改定の趣旨>

- ◆ 当初計画のまちづくりの方針や施策の方向性を基本とした上で、都市再生特別措置法第 84 条第 1 項に基づく、5 年ごとの施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行い、必要な部分のみの見直しを行う。
- ◆ 都市再生特別措置法の改正により、立地適正化計画に定めることが位置付けられた「防災指針」を定める。

<一部改定の内容>

〔中間検証〕

【近年の本市の状況変化の分析】

計画策定（平成 30（2018）年）以降の社会状況の変化を踏まえ、時点更新を行う。

【目標値等の検証】

都市再生特別措置法に基づく、5 年ごとの施策の実施の状況についての調査、分析及び評価について、当初の計画で設定した目標値等の検証を行い、必要に応じた見直しを行う。

〔新たなまちづくりの取組〕

【寝屋川市駅周辺地区 都市再生整備計画】

都市再生整備計画の区域と整合を図るため、寝屋川市駅周辺地区の都市機能誘導区域を一部変更する。

【寝屋二丁目・寝屋川公園周辺地区】

土地区画整理事業の実現に向けて取組が進められているため、寝屋二丁目・寝屋川公園周辺地区の市街化区域への編入に合わせ、都市機能誘導区域の設定を予定している。

〔防災指針〕

都市再生特別措置法の改正を踏まえ、都市の防災に関する機能の確保を図るための指針を定める。（都市再生特別措置法第 81 条）

<取組経過>

〔庁内検討〕

令和5年10月20日 寝屋川市立地適正化計画改定委員会設置（要綱制定）

【立地適正化計画改定委員会】

令和5年11月9日 第1回 改定委員会

- ・立地適正化計画改定の概要
- ・中間検証部会、防災指針部会の設置

令和6年1月18日 第2回 改定委員会

- ・立地適正化計画改定の骨子（案）

令和6年8月22日 第3回 改定委員会

- ・立地適正化計画 一部改定（素案）（意見照会）

令和6年10月22日 第4回 改定委員会

- ・立地適正化計画 一部改定（素案）の意見照会に対する考え方

【中間検証部会】

令和5年11月9日 第1回 中間検証部会

- ・立地適正化計画改定の概要、中間検証

令和6年1月12日 第2回 中間検証部会（書面開催）

- ・立地適正化計画改定の骨子（案）（意見照会）

令和6年8月19日 第3回 中間検証部会

- ・立地適正化計画 一部改定（素案）（意見照会）

令和6年10月21日 第4回 中間検証部会（書面開催）

- ・立地適正化計画 一部改定（素案）の意見照会に対する考え方

【防災指針部会】

令和5年11月9日 第1回 防災指針部会

- ・立地適正化計画改定の概要、防災指針の作成

令和5年12月6日 第2回 防災指針部会

- ・立地適正化計画改定の骨子（案）

令和6年1月12日 第3回 防災指針部会（書面開催）

- ・立地適正化計画改定の骨子（案）（意見照会）

令和6年8月19日 第4回 防災指針部会

- ・立地適正化計画 一部改定（素案）（意見照会）

令和6年10月10日 第5回 防災指針部会

- ・立地適正化計画 一部改定（素案）の意見照会に対する考え方

〔大阪府協議〕

令和6年 8月14日 事前協議

- ・立地適正化計画 一部改定（素案）について

令和6年 10月29日 大阪府へ意見照会

- ・立地適正化計画 一部改定（素案）に係る意見照会

令和6年 11月27日 大阪府から意見照会について（回答）

令和6年 11月29日 大阪府へ意見回答

- ・大阪府から意見に対する市の考え方を回答

〔寝屋川市議会〕

令和6年 11月14日 議長団説明（議長、副議長へ報告）

- ・立地適正化計画 一部改定（素案）について

令和6年 11月19日 全員協議会

- ・立地適正化計画 一部改定（素案）について

〔都市計画審議会〕

〔令和5年度〕

令和5年 11月15日 第1回 都市計画審議会

- ・立地適正化計画の概要、改定の要旨、改定の進め方

令和6年 2月 9日 第2回 都市計画審議会

- ・立地適正化計画の改定（骨子）について

〔令和6年度〕

令和6年 8月23日 第1回 都市計画審議会

- ・立地適正化計画 一部改定（素案）について（意見照会）

令和6年 11月 7日 第2回 都市計画審議会

- ・立地適正化計画 一部改定（素案）の意見に対する考え方

〔パブリック・コメント手続の実施〕

実施期間： 令和6年12月2日（月）から令和7年1月7日（火）まで

2 寝屋川市立地適正化計画 一部改定（素案） パブリック・コメント手続実施結果

○ 意見募集期間

令和6年12月2日（月）から令和7年1月7日（火）まで

○ 意見への対応

対応内容	件数
・ 意見による修正を行うもの	0 件
・ 別記の理由・趣旨から原案のとおりとするもの	2 件
・ その他の意見に回答するもの	1 件

意見の総数 3 件

（提出者数 2 人）

○ パブリック・コメント手続実施結果 別添1のとおり

3 今後の予定

〔パブリック・コメント手続実施結果の公表〕

令和7年3月 パブリック・コメントの意見のあらまし、市の考え方を公表

公表方法：市広報紙（3月号掲載）

市ホームページに結果を掲載

2軸化事業本部、市民情報コーナー、市立中央図書館、市立東図書館、各シティ・ステーション及び堀溝サービス窓口に閲覧用の資料を配架

〔寝屋川市立地適正化計画 一部改定〕

令和7年4月1日 寝屋川市立地適正化計画 一部改定を公表

公表方法：市広報紙（4月号掲載）

市ホームページに掲載

2軸化事業本部、市民情報コーナー、市立中央図書館、市立東図書館、各シティ・ステーション及び堀溝サービス窓口に冊子を配架

寝屋川市立地適正化計画 一部改定(素案) パブリック・コメント手続実施結果

- 意見募集期間: 令和6年12月2日(月)から令和7年1月7日(火)まで
- 意見への対応

対応内容	件数
・意見による修正を行うもの	0 件
・別記の理由・趣旨から原案のとおりとするもの	2 件
・その他の意見に回答するもの	1 件

意見の総数 3 件

(提出者数 2 人)

所属名: 2軸化事業本部

「寝屋川市立地適正化計画 一部改定(素案)」への意見のあらましと市の考え方

番号	ページ	該当箇所	意見のあらまし	市の考え方
1	53	各地区の目指す方向性	駅の南側は、整理されて良いと思いますが、北側はバスターミナルがあるだけで、川も汚れているし、整備する必要があると思います。	本計画において、鉄道駅周辺を中心拠点とする都市機能誘導区域を設定しており、今回の一部改定におきましては、寝屋川市駅周辺地区の目指す方向性として、「駅前広場の魅力と活力ある空間形成」を追記していることから、原案のとおりとします。 今後、寝屋川市駅周辺地区 都市再生整備計画による東側駅前広場及び西側駅前広場のリニューアルを予定しています。
2	54	誘導施設	誘導施設になっている、「高齢者福祉センター」とはどういったものか。	寝屋川市駅周辺地区の高齢者福祉センターにつきましては、高齢化の進行を見据え、市老人クラブ連合会の活動や各種活動の企画、その他市域全域から目的達成に必要な活動を行うための中核施設としての機能をアドバンスねやがわ1号館5階に配置を予定しています。
3	57	誘導施策	「都市計画道路対馬江大利線の整備」が掲載されているため、「萱島讃良線の整備」も掲載するべきではないか。	「萱島讃良線の整備」につきましては、「かやしまリノベーションプロジェクト」の一つとして、令和8年度の事業認可を目指して取り組んでいます。誘導施策については、総合計画の施策のうち、まちづくり方針に関連する「施策の展開」を設定しており、例示的に主なリーディング事業を掲載していることから、原案のとおりとします。